

2011年3月25日

愛媛県がん対策推進委員会提出資料

委員 松本陽子

## 相談支援・情報提供部会（仮称）について

本委員会のこれまでの協議の中で、相談支援・情報提供についてさらなる充実を図るために、専門的に検討する部会（仮称）の設置を求める意見を述べ、委員長より検討するようご指示をいただきましたので、その経過等を以下にご報告いたします。

### 設置の目的と活動内容について

患者・家族にとって、相談支援は厳しい治療の中での「拠り所」であり、情報提供は療養生活を左右する「命綱」です。すべての患者・家族が、必要な時に適切な相談支援と情報提供を受けられる仕組みの充実は必須です。ところがその拠点となるはずの相談支援センターは、各方面の努力にも関わらず認知、利用ともに低調というのが現実です。

そこで、相談支援センターを核として、センターの一層の活用につながり、いま病気に直面している患者・家族の直接支援に役立つ具体策を検討することを、部会設置の目的とするものです。

活動内容は

- ・拠点病院相談支援センターの認知度向上に向けて、具体的な方策を検討
- ・患者・家族への効果的な情報提供ツールの作成
- ・『よくある質問集』の作成 などを検討しています。

### 既存の協議会との関係について

本委員会とは別組織である「愛媛県がん診療連携協議会」（主に拠点病院関係者で構成）の中に「緩和・相談支援委員会」が設置されています。この委員会は実際の業務にあたっている看護師、ソーシャルワーカーなどが所属していて、拠点病院内の相談支援センターの充実・強化を中心に中・長期的な視点での取り組みを考えるものです。（次ページ 今後の計画 参照）

一方、新しく設置を検討している「部会（仮称）」では、患者や地域医療の担当者などの視点も含め、広義の相談支援体制を考え、短期・具体的な取り組みを目指すという違いがあります。

視点や方策の異なる両会が、情報交換、連携を図りつつ対策を取ることで、より充実した相談支援につながるものと期待します。

## 背景

「愛媛県がん対策推進条例」では相談支援・情報提供について以下の通り定めています。

第2条-2 県は、県民のがんに関する意識を高め、及び理解と関心を深めるため、県民に対してがんに関する情報を提供するように努めなければならない。

第4条-2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供するように努めなければならない。

第6条 県は、がんに関する正しい知識の普及啓発及び情報の提供その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

第8条-1 がん患者及びその家族に対する相談支援体制の充実強化

「愛媛県がん患者満足度調査」の結果から

拠点病院に設けられている相談支援センターは、担当者の努力にもかかわらず、残念ながら認知率は低く、入院患者のうちで「実際に相談したことがある」人は約10%、「あること自体を知らない」人は20%を超えています。

一方で、実際に利用した人では「大いに役立った」53%、「まあ役立った」19%という結果であることから、認知と利用が進めば患者・家族の療養の質の向上に寄与することは大いに期待されるものです。

## 参考

診療連携協議会 緩和・相談支援委員会 相談支援グループの今後の計画

- ・拠点病院の医療機能情報の共有
- ・各拠点病院の患者サロン活動における問題点を共有し、今後の愛媛県委託のサロン活動の課題の明確化
- ・保健所および市町に対する調査に基づき、連携関係の在り方を検討
- ・地域の癌利用の質向上のための勉強会開催
- ・相談員の質情報のための勉強会開催

以上